

第31回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

委員出欠表

第31回定例会 平成28年10月28日

開会 13時30分 閉会 15時

出席委員 (21名)	会長 小林茂徳	会長代理 渡邊登司美
	1 清水洋	1 3 山崎正勝
	2 上原勉	1 4 花岡豊一
	3 土屋武道	1 5 白倉令子
	5 伊藤義一	1 6 柳沢家保
	6 関直茂	1 7 依田隆喜
	7 竹重文昌	1 8 戸田幸江
	8 依田喜巳男	1 9 長岡政直
	1 1 小林和恵	2 0 渡邊重昭
	1 2 渡邊幹夫	2 1 田口千秋

議事録署名委員	5 伊藤義一	6 関直茂
---------	--------	-------

出席職員 (4名)	農業委員会事務局
	事務局長 金井 泉
	次長 織田 秀雄
	事務局 滝澤友一郎
	事務局 田中 章子

議事	議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について
	議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第4号	農用地利用集積計画について
	報告第1号	農地法第4条の規定による届出について

※ 会場 庁舎別館4階 第一会議室

渡邊代理

皆さんこんにちは。それでは第31回農業委員会定例総会を開催します。

議長

皆さんこんにちは。昨日と打って変わった天候で、大変寒い一日になりました。私も朝、ストーブを点けて足元を暖めて来ました。高い山の方では初冠雪が見られるのではないかと思います。

改正農業委員会法を受け、東御市農業委員会も来年の新体制の移行に向けて準備の最中です。我々農業委員も事務局と協力して、新しい委員会の移行がスムーズに出来るように頑張りたいと思いますので、よろしくご協力をお願いします。今日もスムーズな進行を行いますので、よろしくご協力をお願いします。

議事録署名人の指名について、本日は5番の伊藤委員、6番関委員にお願いします。

議事に入ります。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは1号議案について説明します。今月3条は6件です。まず番号1の案件です。申請人は、譲受人が〇〇の〇〇さん、譲渡人は〇〇の〇〇さんです。申請地は〇〇〇〇のイベントがあった〇〇〇〇から入って右に折れた所です。申請地の面積は〇〇㎡です。譲受人はすでに約〇〇㎡を耕作しているので問題ないと判断しました。

続いて番号2です。場所は〇〇です。〇〇の信号から若干上った所から右に入った場所です。地図をご覧ください。申請地は譲り受け人の自宅の近くです。申請地の南側も譲受人の耕作地なので、ここ一体を耕作したいという申請になっています。

続いて番号3です。場所は〇〇です。こちらも申請地のすぐ隣が譲受人の自宅です。譲渡人が高齢で、管理は譲受人に手伝ってもらっています。今回の申請で正式に譲受人に渡したいという申請です。

次は番号4です。場所は〇〇〇〇の南側の田んぼです。申請人の関係は親戚です。譲渡人が相続で土地を取得しましたが、市外に移住していて管理に困っていました。今回、譲受人と話がまとまり今回の申請になりました。申請地の北側も譲受人の所有地なので、この辺りを一体に耕作するという事です。

続いて番号5です。場所は〇〇です。譲渡人は高齢で管理が難しいので、譲受人に管理をお願いしたいという申請です。下限面積の3千㎡以上ですので、特に問題ないと判断しました。

続いて番号6です。申請人の関係は兄弟です。お兄さんは市外から東御市に移り住み、弟さんの所有地をお兄さんが譲り受けて、東御市で営農を始めたいということです。現在はゼロ㎡ですが、今回一括で3千㎡以上取

得という事で、問題ないと判断しました。以上です。

議長 ありがとうございます。これより担当委員の説明に入ります。まず番号1の案件について12番の渡邊委員より説明をお願いします。

12 渡邊委員 それでは資料の1ページです。譲渡人の〇〇さんが〇〇年以上前から〇〇の中に住宅を建て料理教室をしていましたが、辞めて売りに出ていました。申請地の左側に住宅兼料理教室の建物があり、その周りの土地は庭になっていました。料理教室を開くときに、〇〇㎡あまりの農地が付いていました。今回、会社経営をしている〇〇さんが〇〇さんの住宅を購入するに当たり、この農地も一緒に取得する事にしました。よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号1の案件についてご意見ご質問等のある方は、挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定とします。

続きまして番号2の案件について、3番の土屋委員より説明をお願いします。

3 土屋委員 それでは説明します。地図をご覧ください。場所は〇〇〇が左に走っています。そこを下りてくると〇〇〇があります。譲受人の住居地が申請地のすぐ左隣にあります。今回譲渡人が経営規模を縮小したいということで譲受人を探していた所、隣の〇〇さんとの間で話が成立したという事です。〇〇さんは兼業農家です。〇〇に自作地を約〇〇㎡持っているのです、合わせると約〇〇㎡になりますので、特に問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号2の案件についてご意見ご質問等のある方は、挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号2の案件につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め決定といたします。

続きまして番号3の案件について13番の山崎委員より説明をお願いします。

1 3 山崎委員 それでは説明します。地図の3ページをご覧ください。場所は〇〇〇の南西になります。〇〇〇〇の道路沿いです。申請地の左側の住宅は譲受人の〇〇さんの自宅です。何年も前からこの畑を譲受人が耕作していて、〇〇さんが高齢でもあり、今回譲り受ける事になりました。〇〇さんは他にも田畑を広く持って健全経営をしていますので、特に問題はないと思います。よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号3の案件についてご意見ご質問等のある方は、挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号3の案件について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め決定といたします。

続きまして番号4の案件について19番の長岡委員より説明をお願いします。

1 9 長岡委員 よろしくをお願いします。地図は4ページです。中央に〇〇〇〇が走っています。その下に〇〇〇〇があります。そこから南へ約70m下った所が申請地です。譲受人と譲渡人は親戚関係です。〇〇さんは〇〇に住居があり、高齢で耕作できない状態ですので、今回、申請地に隣接して田を持っている親戚の〇〇さんが、規模拡大したいということで、今回の申請になりました。申請地から下が県営圃場整備の区域です。償還がまだ残っていますが、きちんと話し合っ決めていくという事です。特に問題はないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号4の案件についてご意見ご質問等のある方は、挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号4の案件について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め決定といたします。

続きまして番号5の案件について11番の小林委員より説明をお願いします。

1 1 小林委員 それでは説明します。資料の5ページをご覧ください。申請地は〇〇沿いの〇〇〇〇です。北側の〇〇〇〇と東側の〇〇〇〇〇〇に挟まれた所です。譲渡人の〇〇さんは高齢のため耕作はしておらず、管理もしていない状態です。

そんな折、申請地の隣接地に居住している譲受人の〇〇さんとの間で話がまとまりました。申請地の周囲の土地は、譲渡人と譲受人の土地なので、特に問題はありません。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。ご意見ご質問等のある方は、挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め決定いたします。

続きまして番号6の案件について12番の渡邊委員より説明をお願いします。

12 渡邊委員

それでは説明します。譲受人はお兄さんの〇〇〇〇さん、譲渡人は弟さんの〇〇〇〇さんです。弟さんが親から全て相続していましたが、今回お兄さんの〇〇さんが市外から東御市に戻って来る事になりました。地図の6ページの地番〇〇〇〇の上の土地は、前回4条の申請で住宅敷地の許可が下りています。奥さんも一緒に定住し、その周りの畑を耕作する事になりました。そこで弟さんの土地をお兄さんに譲り渡す事になり、今回の申請になりました。特に問題はないと思います。よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号6の案件についてご意見ご質問等のある方は、挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め決定いたします。

それでは議案第2号に移ります。農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

2号議案について説明します。4条は1件です。

地図は7から8ページです。申請事由は住宅及び通路敷地です。このような分筆の形になった理由は、地番〇〇〇〇と道路の間に段差が1.4mほどあり、そこから接道が通れないので、このように分筆して通路を造ります。4条については以上です。

議長

ありがとうございました。担当委員の説明に入ります。5番の伊藤委員より説明をお願いします。

5 伊藤委員

よろしくをお願いします。資料の7から8ページです。〇〇〇〇のすぐ上

に〇〇〇〇が走っています。そのすぐ上です。〇〇〇〇さんが住んでいる家は両親が建てた家で、築年数が経っているので今回新築のための申請になりました。建物の申請地は地番〇〇〇〇と地番〇〇〇〇です。そこに入る道路は段差がある為に取りれないので、大分長くなりますが、全て〇〇さんの土地に道路を造る事にしました。周辺のお宅にも説明して承諾していただいていますので、特に問題ないと思います。よろしくご審議お願いします。

議長

それでは質疑に入ります。番号1の案件についてご意見ご質問等のある方は、挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め決定といたします。

続きまして議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

3号議案について説明します。5条は12件です。

まず番号1です。場所は〇〇〇〇です。〇〇〇〇を渡った西側になります。申請事由は一般住宅敷地、1棟です。申請人の譲受人のおふたりはご夫婦です。ご夫婦が今お住まいの所が手狭になり譲渡人から土地を取得して一般住宅を建てるという申請です。第1種農地に該当しますが、集落に接続しているので問題ないと判断しました。

続いて番号2です。こちらも一般住宅敷地に申請です。譲受人のおふたりはご夫婦です。譲渡人は先ほどの3条にもありました〇〇〇〇さんです。公図の12ページをご覧ください。申請地の南に宅地があります。今回申請地を5条で転用するに当たり、この南の宅地も同時に取得します。こちらは都市計画用途区域内の3種農地に該当するので特段問題ないと判断しました。

続いて番号3です。こちらも一般住宅敷地の申請です。申請人の関係は親子です。母親の土地を息子が取得して、使用貸借で一般の住宅を建設する予定です。こちらも集落に接続しているので、特に問題ないと判断しました。

次に番号4と5です。この2件は関連があるので、一括で説明します。まず番号5で一般住宅を建設します。それに当たって敷地が狭いので、番号4で駐車場敷地を申請するという事です。番号4の申請人の関係は親子です。番号5の譲渡人は叔父という関係です。2件とも使用貸借権設定の申請です。農振除外案件です。こちらは1種農地ですが、集落接続で問題

ないと判断しました。

続いて番号6です。こちらも農振除外案件です。申請事由は駐車場敷地で、既存施設の拡張という案件です。18ページの地図をご覧ください。地番〇〇〇〇で店舗を構えている方の申請です。申請地は面積的には狭い土地ですが、既存の施設の土地を拡張したいという事と、店舗の土地の形が不整形なので、申請地を取得して形を整えたいという申請です。

続いて番号7です。こちらも農振除外の案件です。申請事由は住宅敷地の拡張です。申請事由には住宅と書かれていますが、既存の住宅が地番〇〇〇〇にあります。地番〇〇〇も宅地になっています。今回申請地の部分に建物の屋根の部分が出ていて、その部分の登記が畑になっていたのが農振除外し、この部分だけ宅地に転用するという案件です。

続いて番号8です。こちらも住宅敷地の申請です。申請人の関係は親子です。都市計画の用途区域内、3種農地です。隣接の方の同意も得ているので、特に問題ないと判断しました。

続いて番号9です。こちらも一般住宅敷地の申請です。申請人の関係は親子です。24ページの公図をご覧ください。すでに建っている古い倉庫を壊して、譲受人の住宅を建てる予定ですが、地番〇〇〇〇の登記が農地になっていたのが、新たに住宅を建てるという申請です。

次に番号10です。こちらは宅地分譲敷地3区画分の申請です。場所は〇〇〇〇の以前〇〇〇〇があった所の付近です。こちらに〇〇〇の業者が宅地分譲敷地として利用したいという申請です。宅地分譲敷地なので、都市計画の用途区域内に限定されますが、こちらは第一種低層居住専用地域なので、特に問題ないと判断しました。

続いて11番です。こちらは一般住宅敷地の申請です。場所は〇〇〇〇沿いの、〇〇〇〇の辺りです。申請人の関係は親子です。こちらは1種農地ですが、集落接続になるので特に問題ないと判断しました。

最後に12番です。こちらは農振除外の案件です。申請事由は太陽光発電敷地、パネル〇〇〇枚です。場所は〇〇〇から300m以内なので第3種農地です。周辺の同意も得ているので、特に問題ないと判断しました。

5条については以上です。

議長

ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。番号1の案件について、7番の竹重委員に説明をお願いします。

7 竹重委員

資料の9、10ページをご覧ください。場所は〇〇〇〇の南側の信号から徒歩約10分の所です。譲受人の〇〇さんご夫婦は市内の〇〇〇〇に住んでいて、市内に住宅建設地を探していた所、今回譲渡人の〇〇さんとの間で話が進み、今回の申請になりました。隣接地の了解も得ているので問題

はないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号1の案件についてご意見ご質問等のある方は、挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め決定いたします。

続いて番号2の案件について、19番の長岡委員に説明をお願いします。

19長岡委員

それでは説明します。資料の11、12ページをご覧ください。場所は11ページの真ん中辺に広い敷地がありますが、ここは〇〇〇〇の敷地です。その下が〇〇〇〇です。今回の申請地は国道から二筆入った所です。国道からは段差があり、その下になります。譲受人の〇〇さんご夫婦は現在〇〇で子供さんとアパートに居ますが、子供も大分大きくなり手狭になったので、近所で土地を探していました。譲渡人の〇〇さんは〇〇に住んでいます。公図の12ページをご覧くださいと、申請地の隣接地の地番〇〇は〇〇さんの宅地ですが、すでに建物は撤去されて更地になっています。譲受人の〇〇さんは職業は会社員ですが、大型トラックを所有しており、運送業も同時にしていますので、ある程度駐車スペースが広くほしいという事で、今回地番〇〇〇〇に住宅を建て、地番〇〇〇〇にトラックと乗用車3台を置く駐車スペースにしたいという計画で、今回の合意に至りました。若干面積が広いけれど敷地の利用状況を考えると止むを得ないと思われれます。下水道も市道に本管が入っていますし、雨水については敷地内で浸透処理をします。周囲の方々にも了解を得ていますし、住宅もなるべく低く建てる予定なので、特に問題はないと思います。よろしくご審議をお願いします。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号2の案件についてご意見ご質問等のある方は、挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号2の案件について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め決定いたします。

続いて番号3の案件について、21番の田口委員に説明をお願いします。

2 1 田口委員

それでは説明します。資料の13ページをご覧ください。申請地は〇〇の〇〇〇〇前の〇〇の信号を北上して、〇〇の集落に入ります。地図の上の方に変則の四差路があり、そこを右に100メートル程入った所です。隣に〇〇〇〇さんと〇〇さんの家がありますが、お父さんとお兄さんの家です。譲受人の〇〇さんは〇〇〇〇に住んでいますが、子供さんの保育園の入園に合わせての今回の申請になりました。住宅地の中ですが、南側と北側は宅地ではないので日照の問題はないと思います。排水は下水道に接続します。宅地としての環境も整っているので問題はないと思います。ご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号3の案件についてご意見ご質問等のある方は、挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号3の案件について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め決定といたします。

続いて番号4と5は関連があるので、合わせて説明を、7番の竹重委員をお願いします。

7 竹重委員

説明します。地図は15、16ページをご覧ください。場所は〇〇〇〇から徒歩10分位で、県道から約50メートル西側にあります。今回譲受人の〇〇〇〇さんは市内のアパートに住んでいましたが、手狭になり、譲渡人のおじに当たる〇〇〇〇さんと母親の〇〇〇〇さんに相談し、両申請地の使用の了承を得て、住宅と駐車場の建設をする事になりました。隣接地の了承も得ているので、特に問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号4と番号5の案件を合わせて、ご意見ご質問等のある方は、挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号4と番号5の案件について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め決定といたします。

続いて番号6の案件について、18番の戸田委員に説明をお願いします。

1 8 戸田委員

お願いします。地図は17、18ページをご覧ください。場所は〇〇〇〇の〇〇〇〇の信号から一つ小諸寄りの信号を2～3メートル下った所で

す。道端に一つお店があり、その奥です。ここは駐車場が少し斜めになっていて、お店をやるには不便なので形を整えたいという事です。そこで、隣の畑が耕作していない状態だったので、そこを譲り受け、てコンクリートで壁を作り駐車場を平らにすることにしました。特に問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号6の案件についてご意見ご質問等のある方は、挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号6の案件について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め決定いたします。

続いて番号7の案件について、14番の花岡委員に説明をお願いします。

14花岡委員

よろしくお願いします。地図は19ページです。詳細は20ページです。譲受人の〇〇〇さんは〇〇〇〇をしています。地図にある申請地の隣は〇〇〇〇さんの土地でしたが、事情があり〇〇〇〇に移り、宅地を売却する事になりました。購入してから測量をし直した所、建物の大屋根の一部が敷地からはみ出していました。このままでは売却できないという事で〇〇〇〇さんに相談し、大屋根のかぶっている所だけ土地を譲ってもらう事になりました。特に問題はないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号7の案件についてご意見ご質問等のある方は、挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号7の案件について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め決定いたします。

続いて番号8の案件について、17番の依田委員に説明をお願いします。

17依田委員

お願いします。場所は21、22ページです。地図の中ほどに〇〇〇〇の〇〇の信号があります。上に行くと〇〇〇〇になります。申請地は信号の角にある〇〇〇〇の横を斜めに30メートルほど入った所です。譲受人の〇〇〇〇さんは実家で両親と暮らしていますが、結婚して独立するということで、お母さんが所有する土地を借りて住宅を建てる事になりました。現場を見に行きましたが、ほとんどが住宅で垣根越しに入らないと分からないような場所でした。問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号8の案件についてご意見ご質問等のある方は、挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号8の案件について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め決定いたします。

続いて番号9の案件について、19番の長岡委員に説明をお願いします。

19長岡委員

説明します。資料は23、24ページです。地図の左にある集落は○○○です。申請地は○○○の一番東側になります。左上に○○○があります。これを左に下って行くと○○○です。上に行くと○○○の集落です。その道路から概ね200メートル入った場所です。申請者の関係は親子です。申請地の上に小屋があります。この小屋を撤去して、地番○○○に息子さんの住宅を建てようとしたが、若干不整形なため地番○○○まで必要になり、今回の申請になりました。申請地は隣接の道路の残地になっていた所です。周辺の農地への影響もないと思われ、特に問題はないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号9の案件についてご意見ご質問等のある方は、挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号9の案件について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め決定いたします。

続いて番号10の案件について、13番の山崎委員に説明をお願いします。

13山崎委員

お願いします。場所は○○○の東側です。○○○に続く細い道がありまして、そこから入った所です。周りは全て住宅です。西側に○○○の高い杉木があり、四面囲まれた所で以前アスパラを作っていましたが、消毒も出来ない状態でしたので、今回土地を売って分譲したいという事になりました。周りの環境を見ても特に問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号10の案件についてご意見ご質問等のある方は、挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号10の案件について賛成の

方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め決定といたします。

続いて番号11の案件について、6番の関委員に説明をお願いします。

6 関委員

資料は27、28ページです。場所は〇〇の〇〇〇〇の下側です。〇〇のすぐ上です。申請人の関係は親子です。息子さんは現在アパート住まいですが、一軒家に住みたいという事で、お父さんから許可をもらいました。申請地は荒廃農地で大分荒れていました。また、南面の急傾斜地なので、それに対処して周辺への迷惑にならないようにするという事です。特に問題はないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号11の案件についてご意見ご質問等のある方は、挙手の上発言をお願いします。

(花岡委員挙手)

花岡委員どうぞ。

1 4 花岡委員

集落接続の規定ですが、申請地の周りは畑地で、集落からは少し離れています。ここを集落接続という形での許可にした根拠を説明してください。

事務局

おっしゃる様に、隣接地が宅地であるという様な案件ではありません。ただ、上に団地がありまして宅地化が進んでいる地域と判断しました。

1 4 花岡委員

わかりました。

議長

他に何かご質問のある方は挙手をお願いします。

特にないので裁決に入ります。番号11の案件について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め決定といたします。

続いて番号12の案件について、19番の長岡委員に説明をお願いします。

1 9 長岡委員

説明します。資料の29、30ページをご覧ください。申請地の場所は、地図の5条—12とある2の部分の辺が〇〇〇〇です。そこから南へ約200メートル下った所です。農道が走っている脇にあります。農振除外地になっています。譲受人の〇〇〇〇は本社が〇〇で、支店が〇〇〇と〇〇〇の〇〇にあります。最近手広く太陽光発電事業をやっており、今回業

務拡張という事で、周辺で日当たりがよく雨量も少ない土地を探していた所、今回譲渡人である〇〇〇〇さんが、高齢で耕作が出来ないので手放したいということで、双方合意に至り申請になりました。隣接農地の同意と、地元〇〇区の区長の同意も得ています。地図を見ていただいても周辺は宅地化されて来ている所です。周辺の住宅の皆さんにも同意を頂いたという事なので、特段問題はないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号12の案件についてご意見ご質問等のある方は、挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号12の案件について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め決定いたします。

5条の案件は以上です。

続いて議案第4号、農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

担い手担当

資料の6ページから7ページについて説明します。6ページについては通常の利用権設定です。新規と再設定を合わせて、18, 559㎡、内、畑が13, 151㎡、田が5, 408㎡です。続いて7ページは所有権移転です。こちらは1件、田が1, 176㎡です。10月の件数は全体で11件、16筆です。内新規が4件、再設定が6件、所有権移転が1件です。以上です。

議長

ありがとうございました。議案第4号農用地利用集積計画について、ご意見ご質問がありましたら出してください。

特にないようですので、裁決に入ります。議案第4号農用地利用集積計画について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定します。

続いて報告第1号、農地法第4条の規定による届出について、事務局より説明をお願いします。

事務局

4条の届出です。今月は1件です。場所は八重原です。面積は2, 537㎡の内、195㎡です。農業用倉庫の建築面積は72㎡ですが、通路を含めた面積を含めるので、総面積が195㎡で申請が出ています。以上です。

議長 ありがとうございます。事務局からの説明でご了解いただきたいと思
います。

 続いて第19回農業経営改善計画認定意見聴取議案について、事務局よ
り説明をお願いします。

担い手担当 よろしくをお願いします。今回は新規が1件です。〇〇〇〇です。住所は
〇〇〇〇です。目標とする営農類型は、いも、豆類、路地、施設野菜です。
営改善の方向の概要は、経営の拡大を図るということです。5年後の経営
規模を、ジャガイモが〇〇アールで〇〇トン、小麦が〇〇アールで〇〇キ
ログラム、西洋野菜が〇〇アールで〇〇トン、その他野菜全般が、路地が
〇〇アールで〇〇トン、施設野菜が〇〇アールで〇〇トンを目標にしてい
ます。経営管理の合理化の目標は、現在がパソコン管理と青色申告を税理
士に依頼していますが、これを現状維持していくという事です。農業従事
態様等の改善目標としては、雇用労力の確保をしていくという計画になっ
ています。ご意見ををお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは渡邊担当委員より補足説明をお願い
します。

20 渡邊委員 それでは説明します。代表取締役の〇〇さんは、平成〇〇年の〇月に東
御市に移住して来て、農業を始めました。〇〇〇でハウス施設を4棟建て
て、野菜を作っていました。最初は他所から来た方という事で批判があっ
たようです。西洋野菜を作っていて、周りからは大丈夫かという意見があ
りましたが、現在は〇〇と〇〇のレストランへ直接売っています。西洋野
菜も色々な種類を作っているようです。ジャガイモは現在、〇〇〇の粘土
質の土地で作っていますが、連作が出来ないという事で、1年は休耕にし
て外の畑で栽培するようにしています。施設の欄で、乾燥・調整施設とあ
りますが、これは麦専用で使っています。田んぼはやっていないので、麦
専用で栽培し、コンバインも麦専用です。今はあまり広く栽培していま
せんが、これから色々な麦を栽培して行きたいという事です。現在新張
にも土地を借りていて、麦を作る予定です。これからの方なので、応援を
してください。

議長 ありがとうございます。これからの人という事で、順調に経営をして
いるようですが、ご意見がありましたら出してください。

(代理挙手)

 代理どうぞ。

渡邊代理 株式会社とありますが、資本金はどのくらいですか。

議長 申請書の欄には資本金の記入欄がないので、もし分かったら次回に回答をお願いします。

担い手担当 わかりました。

議長 他にあれば出してください。
(土屋委員挙手)
土屋委員どうぞ。

3 土屋委員 資料の3ページの農業労働力の欄に、代表取締役が〇〇さんで日数が〇〇〇日、取締役の〇〇さんが〇〇〇日とあります。〇〇さんが奥さんで〇〇さんが旦那さんのようですが、奥さんを代表取締役に置いた理由はなにかあるのでしょうか。

議長 事務局で分かりましたらお願いします。

担い手担当 この件については特別なことと思わなかったので聞いていません。

20 渡邊委員 株式会社にする前は旦那さんが先頭でやっていたが、今年の〇月に株式会社にしたのを機に、奥さんの名前にしたようです。

議長 他に何かありますか。
(渡邊代理挙手)
渡邊代理どうぞ。

渡邊代理 現状の農業所得が〇〇円とありますが、粗収入が一つの農業収入の目安になりますが、どのくらいの粗収入に対して〇〇円の農業所得であるか。経営者の年間農業従事日数を見ると、代表取締役が〇〇〇日、取締役が〇〇〇日とあり、ほとんど休みがない状態です。1日の労働時間を8時間とすると、これでは過労死してしまうのではないのでしょうか。株式会社なら労働時間に規制があると思いますが、現状はどうなっていますか。

20 渡邊委員 〇〇日という日数ですが、夏場はジャガイモや西洋野菜を作っていて、冬場は施設があるので、その中で西洋野菜や普通の野菜を作っているということで〇〇〇日になっていると思われます。

- 担い手担当 売りに上げに関しては〇〇円の粗収入があります。
- 議長 粗収入と言うと売りに上げに聞こえますが、27年度の確定申告は〇〇円という事です。
- 渡邊代理 最近就労時間が長く過労から自殺する人がいるという事が報道されていますが、農業就労者も適度な就労時間が必要と思います。株式会社の労働規制についての資料があるのかお聞きしたい。
- 事務局 申し訳ありません。労働規制という所までお答えできる資料がありません。〇〇〇日の労働日数と書かれていますが、株式会社ではありますが本人は経営者であり、毎日働いているという意識で出た数字だと思います。確かに代理のおっしゃるとおり、昨今働きすぎによる過労死が問題になっているので、会社組織になったのをきっかけに、しっかり休暇を取り農業経営に励んでいただきたいという委員会の意見を、本人に伝えたいと思います。
- 議長 過労に対する皆さんの心配を農業委員会からの意見ということで伝えていただきたい。委員の皆さんもそれでご了解いただきたいと思います。他にありますか。
- (花岡委員挙手)
- 花岡委員どうぞ。
- 14花岡委員 認定農業者の推薦について、もっと女性の認定農業者を増やしていく事は考えられませんか。認定農業者のメリットはそんなにないが、デメリットは会議に出席したりと、出役する機会が多いので、それを緩和することは必要だと思います。実際は奥さんが畑を守り旦那さんが働きに出ている家が多いと思われれます。現実には農業をやっている女性を、情報提供や販売先の提供などについて、市の考え方を伝える機会を、認定農業者という制度を使って伝えられないかと思えます。
- 議長 貴重なご意見です。認定農業者は本人の申請です。事務局からもそういった事を周知していただきたい。東御市は認定農業者の数が96名と少ないと思われれます。花岡委員の意見はそれを踏まえての事と思います。幅広く受け入れて頂いて、ご指導して頂きたいと思えます。
- 他によろしいですか。
- それでは以上で質疑は終了します。全体を通して何かありますか。
- (花岡委員挙手)

花岡委員どうぞ。

1 4 花岡委員 4条の届出に地図を付けてください。

事務局 分かりました。次回から付けます。

議長 それでは、長時間に渡り慎重審議をして頂きました。以上で審議を終了
します。

議事録署名人_____

議事録署名人_____